

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 2 月 26 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 2 号

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部
を改正する規則

寒川町一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和 39 年寒川町規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 号中「100 分の 170」を「100 分の 180」に改め、同条第 2 号中「100 分の 80」を「100 分の 85」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。